○国土交通省告示第千五百十号

道路運送車両法施行規則（平成二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、日産フォークリフト株式会社から、製作者等の氏名又は名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があった。

平成二十二年十二月二十日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

1．変更する製作者等の氏名又は名称及び住所

新	旧
日産フォークリフト株式会社	日産自動車株式会社
神奈川県横浜市西区高島一丁目１番１号	神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

2．変更年月日

平成22年10月１日

3．対象となる小型特殊自動車の型式認定番号

特639、特640、特820、特821、特822、特823、特827、特828、特829、特830、特885、特886、特887、特888、特889、特890、特2005、特2029、特2030、特2088、特2089、特2090、特2091、特2092、特2093、特2094、特2095

○国土交通省告示第千五百十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年十月二十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十二月二十日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－70R－010014	大型後部反射器　MARUWAMG　L－2	マルワ工業株式会社　愛知県春日井市松河戸町段下1333－３
E43－70R－010015	大型後部反射器　MARUWAMG　L－4	〃
E43－70R－010016	大型後部反射器　MARUWAMZ　L－2	〃
E43－70R－010017	大型後部反射器　MARUWAMZ　L－4	〃

○国土交通省告示第千五百十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年十一月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十二月二十日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2298	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　M－４M42T０BJG	三菱　BJG－FE＊＊B＊＊＊（４M42型(96kW・VG）ヒンジン搭載車、回生トルク標準仕様）	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県三崎市幸区鹿島田890番地12

○国土交通省告示第千五百十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年十一月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十二月二十日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2290	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　DBAXK12BE2	スズキ　DBA－XB32S	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第千五百十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年十一月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十二月二十日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞N－1176	騒音防止装置　ボルボ01M３R１	ボルボ　L＊G－M３R＊F１（FM標準キャブ車に限る。）	UDトラックス株式会社　埼玉県上尾市大字壱丁目１番地
㊞N－1177	騒音防止装置　ボルボ01M３R２	ボルボ　L＊G－M３R＊F１（FM標準キャブ車以外に限る。）	〃
㊞N－1178	騒音防止装置　ボルボ01M２T２	ボルボ　L＊G－M２T＊A１（FMキャブ搭載車に限る。）	〃

○国土交通省告示第千五百十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年十一月十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十二月二十日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2291	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　CBA－1LR－GUE	レクサス　CBA－LFA10	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千五百十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年十一月十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十二月二十日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞N－1175	騒音防止装置　レクサス98－LFA10	レクサス　CBA－LFA10	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第千五百十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年十一月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年十二月二十日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞HCR－668	前照灯　ICHIKOH　1860	市光工業株式会社　神奈川県伊勢原市板戸80番地
㊞HCR－669	前照灯　ICHIKOH　1861	〃